

公会計研修

(株)川崎会計 代表 川崎智寛

平成 27 年 1 月に総務省より「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が示され、平成 27 年度から 3 年間の移行期間を経て平成 30 年 3 月末より全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類等の作成が求められています。

令和元年 8 月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が改訂され、令和 3 年度には地方公会計の定着や予算編成等への更なる活用を図ることを目的として「経営・財務マネジメント強化事業」が創設されましたが、実際の地方公会計を取り巻く環境は、作成にかかわる担当者が一部に限られ、人的資源の不足などから外部の事業者へ作成を委託している団体も一定数見られるうえ、決算から財務書類の作成に 1 年以上の時間がかかる団体もあるなど、積極的な活用がされている状況とは言えないケースもあるようです。

このような状況が生じている原因の一つは、財務書類の作成者である自治体とその利用者である住民（及びその代表者である議会議員）とのコミュニケーションが発展途上にあるためだと思います。

よく公会計との比較対象となる民間企業の決算においては、決算で示された財務成績に応じてその利用者である投資家は行動（株式の売買など）を決定します。このため、株主は決算情報から最大限の情報を得ようとし、企業はこれに応えるために慎重かつ積極的に決算情報を整理し、情報開示を行います。

一方で現状の地方公会計においては、財務書類から得られる情報が利用者の行動に影響を与えるまでに達していない、または利用者がその利用方法に習熟していないため、積極的とは言えない情報開示にとどまっているのではないかと思います。

この関係を改善するにはどうすればよいでしょうか？解決に向けた一つの手段として、公会計を作成する自治体担当者が自身の公会計財務書類を理解し、財務書類に示された情報を通じて自身の自治体が置かれている状況を理解したうえで、適切にその情報を利用者に伝える努力をすることが重要だと思います。

投資家にとっての企業業績のように、住民の暮らしに良い影響を与える情報が決算書のどこにどう表れているか、もしくは表すことができるか、これを自治体担当者が理解し、適切に説明することで地方公会計制度は前進していくものと思います。

今回の研修だけで全てを理解することはできないと思いますが、各担当者が複式簿記及び公会計の理解を深めるきっかけとなれば幸いです。当日はよろしくお願いいたします。



2006 年 4 月有限責任監査法人トーマツに入所、福岡事務所パブリックセクター部門に所属。入社当初は製造業・飲食・金融機関等の会計監査業務に従事するが、パブリックセクター所属後は地方自治体（公営企業含む）・医療機関・公益法人・社会福祉法人等に対する監査及びコンサルティング業務に従事。2020 年 9 月に有限責任監査法人トーマツを退所し独立開業後は、地方公営企業の法適化支援などコンサルティング業務を中心に活動している。これまで携わった地方自治体関係の主な業務は以下のとおり。

- ・ 外郭団体等の会計アドバイザリー業務（公益法人、社会福祉法人等）
- ・ 包括外部監査（福岡県、大分市）
- ・ 新地方公営企業会計制度導入支援業務（病院、水道、下水道）
- ・ 地方公営企業法適用化支援業務（水道、下水道）
- ・ 地方公営企業経営戦略作成支援業務、料金改定検討支援業務（水道、下水道）
- ・ 総務省「経営・財務マネジメント強化事業」アドバイザー